

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 21 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）について（周知）

日頃より、感染症対策へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

劇症型溶血性レンサ球菌感染症（以下「STSS」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく医療機関からの患者報告数の増加が見られており、「劇症型溶血性レンサ球菌感染症の分離株の解析について（依頼）」（令和6年1月17日付け感感発0117第5号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）において、分離株の解析について依頼をしているところです。

STSSについては、その発生が稀であることから、国民及び医療従事者への正しい知識の周知・啓発が重要です。国民向け情報として、これまでも厚生労働省のホームページにおいて、Q&Aを含めた情報提供を行っているほか、今般、医療従事者向け情報として、国立国際医療研究センターにおいて別添のとおり「劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）の診療指針」が公開されておりますので、内容について御了知の上、管下の医療機関等への周知の程お願いいたします。

なお、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛てに発出しておりますことを申し添えます。

○厚生労働省ホームページ：劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137555_00003.html

○劇症型溶血性レンサ球菌感染症（STSS）の診療指針

<https://dcc-irs.ncgm.go.jp/material/manual/stss.html>

別添参照